

## 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	2349 単位 日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	3727 単位 日割の場合	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	179	179
A2 2621	訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	220	220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(二)所要時間45分以上の場合	163	163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12	-12
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1	-1
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23	-23
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1	-1
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37	-37
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	日割の場合	1	-1
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	-3
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	2	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2	-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(二)所要時間45分以上の場合	2	-2
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15%	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12%	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		15%	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			15%	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		15%	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			10%	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			10%	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		10%	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			5%	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			5%	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			5%	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算( )	200	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( )	137/1000	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算( )	100/1000	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算( )	55/1000	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算( )	63/1000	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算( )	42/1000	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000 加算		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。